

内部通報規程

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人日本スラックライン連盟（以下「当連盟」という。）における法令違反、ガバナンス違反、倫理規程違反、ハラスメントその他の不正行為を早期に発見・是正し、健全な組織運営を確保することを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程は、当連盟の役員、職員、指導者、競技者、会員、ボランティアその他当連盟に関わる全ての者（以下「関係者」という。）に適用する。

第3条（通報対象行為）

通報の対象となる行為は、次に掲げるものとする。

- 法令、規則、当連盟の諸規程に違反する行為
- ハラスメント（パワーハラ、セクハラ、モラハラ等）
- 倫理規程、ガバナンスコード等に違反する行為
- その他当連盟の健全な運営を阻害する行為

第4条（通報窓口）

当連盟は、内部通報を受け付ける窓口を設置する。

- 通報窓口は、理事会が指定する担当者、内部監査担当者、または外部の第三者機関とすることができる。
- 通報は書面、電子メール、電話、面談その他適切な方法により行うことができる。

第5条（第三者委員会の設置）

重大な不正行為や利害関係を有する事案、調査の公正性が特に求められる事案については、当連盟は第三者委員会を設置する。

- 第三者委員会は、外部の有識者（弁護士、公認会計士、医師、スポーツ倫理専門家等）により構成する。

- ・ 第三者委員会は、独立性と中立性を確保し、公平な立場から調査を実施する。
- ・ 当連盟は、第三者委員会の意見・調査結果を尊重し、適切な対応を取るものとする。

第 6 条（通報者の保護）

通報者は、正当な通報を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

- ・ 通報に関する秘密は厳守し、通報者の同意なく情報を第三者に開示してはならない。
- ・ 万一、通報者が不利益を受けた場合には、当連盟は必要な保護措置を講じる。

第 7 条（調査および対応）

当連盟は、通報を受理した場合、速やかに事実関係を調査し、必要な是正措置を講じる。

- ・ 調査においては、公平性と中立性を確保し、関係者のプライバシーに十分配慮する。
- ・ 調査結果および対応内容について、通報者に報告する。

第 8 条（匿名通報）

匿名による通報も受け付ける。ただし、匿名の場合、調査の進行や結果報告に制限が生じる可能性がある。

第 9 条（虚偽通報の禁止）

虚偽の内容を故意に通報した者に対しては、懲戒処分その他必要な措置を講じることができる。

第 10 条（再発防止）

当連盟は、調査結果に基づき必要な再発防止策を策定し、実施する。

第 11 条（記録および管理）

通報および調査に関する記録は、適切に保管し、原則として一定期間(5年間)保存する。

第 12 条（改定）

本規程の改定は、理事会の決議により行う。

改定：2025 年 6 月